

新	旧
信用取引の契約締結前交付書面 別紙 1 代用有価証券の種類、代用価格等 (中略) <u>国内</u>上場株券 ……………80% 以下 <u>国内</u>上場投資信託・上場投資証券……………80% 以下 (ETF、REIT、ETN) <u>米国上場株券 (ETF ADR を含む)</u> ……60% 以下 NISA 口座で保有している<u>株券</u>については、代用有価証券の掛目は 0% (代用差し入れ不可) となります。 (中略) <u>代用有価証券の振替については、以下についてご注意ください。</u> ① <u>当社でお預かりすることとなる国内株券等を買付する際は、すべて国内信用取引の代用有価証券となります。外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れる場合は、当該国内株券等の受渡後、お客様の指示により振替える必要があります。</u> ② <u>国内株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合、当該国内株券等を買増し又は売却することはできま</u>	信用取引の契約締結前交付書面 別紙 1 代用有価証券の種類、代用価格等 (中略) 上場株券 ……………80% 以下 上場投資信託・上場投資証券……………80% 以下 (ETF、REIT、ETN) <u>外国株券等</u> ……………60% 以下 NISA 口座で保有している<u>株式</u>については、代用有価証券の掛目は 0% (代用差し入れ不可) となります。 (中略) <u>(新設)</u>

<u>せん。当該国内株券等を国内信用取引の代用有価証券へ振替えた後に買い増し又は売却を行ってください。</u> ③ <u>国内信用取引預託率が 30%を下回るとき、委託保証金が 30 万円を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、国内信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。また、外国株式信用取引の預託率が 50%を下回るとき、委託保証金が 30 万円相当以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、外国株式信用取引の代用有価証券を振替えることはできません。そのため、国内株券等を外国株式信用取引の代用有価証券として差し入れている場合においても、外国株式信用取引の預託率が 50%を下回るとき、委託保証金が 30 万円相当額以上の米ドル額を下回るとき又は不足金等が発生しているときは、当該国内株券等を振替えることも買い増し又は売却することもできません。</u> (中略) 3. 最低委託保証金<u>維持</u>率は、20%となります。 (以下、省略) 参考 信用取引の基本的な流れ ■主な代用有価証券の掛目(前日時価に対して) <u>国内</u>上場株券……………80% 以下	(中略) 3. 最低委託保証金率は、20%となります。 (以下、省略) 参考 信用取引の基本的な流れ ■主な代用有価証券の掛目(前日時価に対して) 上場株券……………80% 以下
--	--

<u>国内</u>上場投資信託・上場投資証券…80% 以下 (ETF、不動産投信など) <u>米国上場</u>株券……………60% 以下 別紙 2 (省略) 以上 令和 7 年 6 月 16 日 改訂	上場投資信託・上場投資証券…80% 以下 (ETF、不動産投信など) <u>外国</u>株券……………60% 以下 別紙 2 (省略) 以上
--	---